

**リハビリデイサービス ポシブル宇野**  
**通所介護サービスのご案内（重要事項説明書）**

**<事業者概要>**

事業者	株式会社エルジオ
代表	代表取締役 木村 雄介
住所	岡山県玉野市日比5丁目9-7
連絡先	0863-81-3500
FAX	0863-81-3533
設立年月日	大正7年3月

**<事業所概要>**

事業所	リハビリデイサービス ポシブル宇野	
住所	岡山県玉野市築港1丁目11-5	
連絡先	0863-33-8686	
開設日	平成22年11月1日	
営業日	月曜日から金曜日	
営業時間	8:30~17:30	
サービス提供時間	9:45~15:45	
休日	土・日曜日、12月30日~1月3日	
営業地域	玉野市全域、岡山市南区、倉敷市児島支所管内（交通費不要地域）	
管理者	高島 美紀	
従業員	職種	職務内容
	管理者 1名	事業所の社員の管理及び業務の管理
	生活相談員 1名以上	ご利用者様の生活相談、各種社会資源の情報提供、関係機関との連絡調整
	介護職員 6名以上	通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の介助や援助、送迎、運動指導
	機能訓練指導員 1名以上	個別機能訓練計画を作成し、日常生活の維持・向上に必要な機能訓練、助言
	看護職員 1名以上	利用者の心身の状態の把握、身体の状態が急変した場合の看護

**<施設概要>**

建物構造	鉄骨造 2階建
床面積	814.446㎡
利用定員	35名
設備	筋力マシン、有酸素運動機器、スリング等
最寄バス停	JR宇野線「宇野駅」

**<事業目的及び運営方針>**

・事業の目的

「リハビリデイサービス ポシブル宇野」が行う指定通所介護の事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

・事業所の運営方針

要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係行政組織、地域の保険医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## <利用対象者>

- ① 原則として要介護認定を受け、「要介護」と認定されている方
- ② 運動を希望されている方（医師の情報提供が必要となります）
- ③ 集団での機能訓練が可能な方
- ④ 運動指導に対する理解が可能な方
- ⑤ 座位保持が可能な方
- ⑥ 週一回以上の利用が可能な方

## <サービス内容>

- ① 定期的な身体機能評価
- ② マシントレーニング
- ③ 有酸素運動
- ④ スリングセラピー
- ⑤ リラクゼーション など

## <その他のサービス>

送迎：希望の方には各ご利用者様の自宅玄関まで当事業所の車で送迎させていただきます。

※ 自家用車で送迎頂いてもかまいません。

当事業所で送迎を行わない場合には片道 47 単位（1 回当たり）の減額となります。

## <ご利用料金など>

◎ご利用料金（1日あたり） ※1 割負担の場合 （令和8年6月現在）

		1	2	3	4	5
保 険	通所介護費	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
	個別機能訓練加算Ⅰ口	76 円				
	中重度者ケア体制加算	45 円				
	入浴介助加算Ⅰ	40 円（入浴介助加算Ⅱの場合は 55 円）				
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 円				
合計負担額（1日あたり）		767 円	872 円	979 円	1,084 円	1,191 円
合計負担額（1ヶ月）		上記合計負担額×回数				

※一定以上の所得がある方については、利用者負担が 2 割または 3 割となります。

※上記料金に加えて科学的介護推進体制加算 40 円/月額と個別機能訓練加算Ⅱ 20 円/月額が基本サービス費に対して別途加算されます。

※上記料金に加えて ADL 維持等加算（Ⅰ）30 円/月額または（Ⅱ）60 円/月額が別途加算されます。

ADL 評価の結果を基に算出する ADL 利得判定の結果、加算算定基準を満たす場合に年度毎に算定。

※口腔機能向上加算（Ⅱ）を取得しており、検査により口腔機能に低下が見られ、且つ弊所サービスにより機能向上訓練を受けられた方を対象として 160 円/1 回（月 2 回まで）が別途加算されます。

※上記料金に介護職員等処遇改善加算Ⅱ口が別途加算されます。

介護報酬総額（10 割）に対して 11.8%の加算となりますので、ご利用回数や機能訓練及び入浴の有無等によって金額に差が生じます。

- ・その他、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや自己負担として適当と認められるもの（喫茶代 100 円・おむつ代など）は実費となります。

## ◎キャンセル料

お休みされる場合は、前日までにご連絡を頂かないとキャンセル料が発生致します。やむを得ない場合はこの限りではございません。

前日 17：00 まで	無料
当日 8：30 以降または連絡なし	昼食代 620 円

## <利用料等のお支払方法>

- ・お支払い方法は自動引落となります。尚、自動引落の契約が別途必要となります。
- ・初月は振込または現金でのお支払いとなります（振込の場合、手数料はご利用者様負担）。

## ＜サービス提供の手順＞

利用申込 → 重要事項説明書による説明・理解 → 契約の締結 → 身体状況の把握 → 通所介護計画の作成 → サービスの提供 → ご利用者様負担支払 → 領収書の発行

## ＜苦情のご相談＞

当事業所の苦情相談窓口

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
リハビリデイサービス ポシブル宇野 (サービス提供に関する苦情相談窓口)	0863-33-8686 担当者：高畠美紀	8:30～17:30

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

玉野市社会福祉協議会 地域包括支援センター	所在地 玉野市築港4-25-10 電話番号 0863-33-6600 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-9101 介護110番 086-223-8811
玉野市長寿介護課	所在地 玉野市宇野1-27-1 (介護保険係) 0863-32-5534 (介護管理係) 0863-32-5537
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1-1-1 (管理係) 086-803-1240 (保険料係) 086-803-1242
倉敷市保険福祉局	所在地 倉敷市西中新田640 (介護保険課) 086-426-3343

## ＜秘密の保持＞

原則として、ご利用者様の秘密保持について、介護保険法の規定に基づき、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしません。但し、サービス担当者会議等においてご利用者様の個人情報を用いる必要性があり、この場合を想定して同意書の提出をお願いしております。同意が得られない場合にはサービス調整が出来ず、サービスを提供出来ません。

## ＜虐待防止に関する事項＞

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための指針の整備及び従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## ＜身体的拘束等の原則禁止＞

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、身体拘束の適正化のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。  
やむを得ず身体拘束を行う場合には、委員会にて十分検討を行うこととする。
- 二 身体拘束の適正化を図るための取組みの実施（研修、自己チェックシートの活用）

## ＜非常災害時の対応＞

サービス提供中に非常災害が発生した場合は、事業所における非常災害マニュアルにそって対応します。

## ＜業務継続計画の策定等＞

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## ＜衛生管理＞

社員は利用者が使用する事業所内の設備等または飲用に供する水について、衛生管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。特に医薬品や医療機器の管理は適切に行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## ＜ご利用にあたってのお願い＞

- ・ 保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ 交通状況やその他の諸事情で、送迎開始時刻が若干前後する事がございます。
- ・ お休みが度重なった場合、ご利用をお断りする事がございますので、診察日や用事等はご利用日と重ならないよう調整をお願い致します。
- ・ 昼食（お弁当）をご持参頂く場合は、衛生安全管理上において問題のないものとし、利用日前日までにお申し出ください。また、昼食以外の飲食物のお持ち込みにつきましては、トラブル防止の観点から原則としてお断りをさせて頂いております。
- ・ 当事業所では金銭及び貴重品の管理は行っておりません。お持ち込みになりました金銭及び貴重品を万一紛失されましても責任を負いかねますのでご注意ください。
- ・ 法律により金品・物品の受け取りは一切出来ませんので、ご協力下さい。
- ・ 従業員に対する性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などのハラスメント行為はご遠慮ください。

## ＜その他＞

ご家族様への連絡：希望により、ご利用者様に連絡するのと同様の通知をご家族様等へも連絡致します。

記録の保管：サービス提供の記録について、5年以上保管していますので、閲覧及び写しの交付（実費）がご本人様及びご家族様に限り可能です。

緊急時の対応：サービス提供時の事故発生やご利用者様の体調悪化等の緊急時には速やかに必要な措置を講じ、ご家族様や医師等へご連絡致します。

事故発生時の対応：サービス提供時に事故が発生した場合は、備前県民局、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

損害賠償保険：当事業所は賠償責任保険に加入致しております。

重要事項説明書：重要事項が変更された場合、ご利用者様にその内容を文書で通知致します。

契約の終了：1週間の予告期間において、この契約を解約することが出来ます。

サービス提供計画：事業者は、ご利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成し、ご利用者様及びそのご家族様に説明致します。

第三者評価の実施：無し。

禁止事項：他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。施設内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	岡山県玉野市築港 1 丁目 1 1 - 5
	事業者名	株式会社エルジオ
	施設名	リハビリデイサービス ポシブル宇野

説明者	職 名
	氏 名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所
	氏 名

代筆者	住 所
-----	-----

続柄 _____	氏 名
----------	-----